

長管協発 7 第 17 号
令和 7 年 6 月 12 日

組合員 各位

長崎市管工業協同組合理事長 谷村 正夫
(公 印 省 略)

職場における熱中症対策の強化について

梅雨の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が、令和 7 年 4 月 15 日に公布され、6 月 1 日から施行されました。

今回の改正は、事業者が熱中症の早期発見の体制整備や、重篤化を防ぐ措置基準の作成などを義務付けることを内容としています。

詳しくは、厚生労働省「職場の労働安全衛生対策」の以下HPをご参照くださいますようお願いいたします。

【対象】

気温や湿度などから算出する「暑さ指数」(WBGT) 28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で、連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施が見込まれる作業

・「職場における熱中症対策の強化について」リーフレット(PDF、2 頁)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001476823.pdf>

・「職場における熱中症対策の強化について」パンフレット(PDF、8 頁)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>

・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について(PDF、令和 7 年 5 月 20 日付け基発 0520 第 6 号)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001490909.pdf>

・労働安全衛生規則の一部を改正する省令(PDF、厚生労働五七)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001476790.pdf>

参考

・令和 6 年「職場における熱中症による死亡災害の発生状況」(確定値)等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_58389.html